

経営効率

● 資金運用・資金調達・利ざや

(単位：百万円・%)

項目		2019年度	2020年度
資金運用	資金運用勘定平均残高	7,273,241	7,497,915
	資金運用収益(受取利息)	69,831	69,197
	資金運用収益増減額	△1,642	△633
	資金運用利回り	0.96	0.92
資金調達	資金調達勘定平均残高	7,026,093	7,248,237
	資金調達費用(支払利息)	3,239	2,720
	資金調達費用増減額	△678	△519
	資金調達利回り	0.04	0.03
	資金調達原価率	0.74	0.71
利ざや	総資金利ざや	0.22	0.21

● 収支・業務粗利益

(単位：百万円・%)

項目		2019年度	2020年度
資金運用	収支	66,592	66,477
役員取引等	収支	△8,663	△8,688
その他業務	収支	4,077	3,801
業務粗利益		62,007	61,591
業務粗利益率		0.85	0.82

● 業務純益

(単位：百万円)

項目		2019年度	2020年度
業務純益		11,452	11,594
実質業務純益		12,765	12,845
コア業務純益		12,361	12,318
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)		12,361	12,318

※コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券関係損益を控除したもので、金融機関のより実質的な業務の成果を示す利益指標です。

● 利益率

(単位：%)

項目		2019年度	2020年度
総資産利益率	総資産業務純益率	0.15	0.15
	総資産経常利益率	0.13	0.15
	総資産当期純利益率	0.09	0.11
純資産利益率	純資産業務純益率	3.69	3.57
	純資産経常利益率	3.14	3.55
	純資産当期純利益率	2.34	2.60

● 常勤役員一人当たり預金・貸出金残高(平均残高)

(単位：百万円)

項目		2019年度	2020年度
預金	残高	1,985	2,022
貸出金	残高	1,363	1,391

※預金には譲渡性預金(NCD)を含みます。

※常勤役員数は期中平均人数を使用しています。

自己資本の充実の状況

● 単体自己資本比率(国内基準)

(単位：%)

2020年3月末	2021年3月末
8.88	8.84

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」という)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準が、それ以外の金融機関には国内基準が適用されます。

自己資本比率の算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} - \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{ (注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産等

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフ・バランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額

(注4) 8% (国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法

粗利益(直近3年の平均値)の15%をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.84%であり、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。